

名古屋市教育委員会臨時会

平成 31 年 3 月 20 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- | | | |
|------|----------|--------------------------------|
| 日程 1 | 第 39 号議案 | 教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について |
| 日程 2 | 第 40 号議案 | 名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 3 | 第 41 号議案 | 名古屋市教育委員会表彰について |
| 日程 4 | 第 42 号議案 | 教職員人事について |
| 日程 5 | 第 43 号議案 | 事務局人事について |

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員
船 津 静 代 委 員
梶 田 知 委 員
小 嶋 雅 代 委 員
西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 13 名 ※傍聴者なし

(杉崎教育長)

ただ今から教育委員会臨時会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 3「名古屋市教育委員会表彰について」から日程第 5「事務局人事について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。また、会議録につきましても非公開したいと思います。いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、議事日程第1第39号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

日程第1第39号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」説明させていただきます。

本件は、教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行の範囲を変更することにつきまして、教育委員会と市長との間で協議を行う必要がございますので、その内容についてお諮りするものでございます。

名古屋市入学準備金の滞納整理に関することにつきましては、返還金の滞納額が多額であるなど、回収が困難となっておりますものを、副市長以下代決規定第15条の3の3の規定により、平成26年度から財政局長に補助執行させておりました。この事務を担当していた財政局税務部債権管理推進室が平成30年度末をもって廃止されることとなりましたので、補助執行を廃止するものでございます。

議案の1にございます、「財政局税務部債権管理推進室の引継基準を満たす債権」とは、具体的には、参考資料1の「財政局の主管する債権に関する規定」、こちらの第6号のアからウに掲げるものに対する債権となっております。

なお、参考資料2は、教育委員会関係の委任・補助執行をまとめた一覧でございます。あわせてご覧いただきたいと思います。

実施日は、平成31年4月1日でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

財政局の組織改正のなかで、ということですね。

(杉崎教育長)

特にご意見もないようですので、第39号議案「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、日程第 2 第 40 号議案「名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

日程第 2 第 40 号議案「名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について」でございます。

こちらの改正でございますが、瑞穂公園田辺陸上競技場の廃止に伴うものでございます。2 月の教育委員会におきましてご意見を賜りまして、その後、名古屋市運動場条例の一部改正ということで 2 月市会の方で議決を受けましたので、条例の施行規則につきましても、条例の改正を受けて同様に関係規定を整理するものでございます。

施行期日は公布の日でございますして、平成 31 年の 3 月 25 日ごろを予定させていただいております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

条例に沿った形での規則整理ということです。工事の方はもう進んでいるのだっけ。

(長町スポーツ施設担当主幹)

3 月 6 日の日に議決をいただきました。今業者と詳細を詰めておりまして、地元への説明に入っております。週明けましたら、まず測量ですとか、実地調査を行いまして、仮囲いなどの工事は地元説明が終わります 4 月 1 日以降で予定しております。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようですので、第 40 号議案「名古屋市瑞穂運動場条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これより日程第 3 へ移ります。また、これ以降の議事は非公開となります。

日程第 3 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 3 時 35 分終了